



令和8年度 高松市病院局職員募集要項

薬剤師・臨床工学技士

【採用年月日】 令和9年4月1日

【受験申込期間】 令和8年8月17日(月)～同年9月4日(金)

ファインチームワークの精神で働くことができる職員を募集します！
院内保育所を設置するなど、安心して子育てのできる職場環境整備に努めています。

(今回の採用試験のポイント)

本市病院局では、今年度から試験方法を見直しました。

- 1 あなたの考えや人となりを重視するため、教養試験による1次試験を廃止し、面接試験を全員に実施します。
- 2 幅広い方の応募を可能にするため、面接試験以外の試験や手続きは原則オンラインで実施します。
- 3 小論文試験は、正解を求めるのではなく、試験を通じて自らの考えを深める機会とします。

試験は、以下の3ステップです。詳細は、次ページ以降をご参照ください。

8/17～
9/4

受験資格等を確認して、応募します。

9/8～
9/27

適性検査を自宅等で受験します。
小論文試験を期限内に提出します。

10/上旬

来院して、面接試験を受験します。
(集団面接及び個別面接試験を予定)

Web 上で申込・受検

こちらからも申込できます



1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職種	採用予定人員	受験資格等
薬 剤 師	3人程度	以下の条件を全て満たす人 1 薬剤師の免許を有する人又は令和9年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和62年4月2日以後に生まれた人 2 令和8年5月に募集した「令和8年度 高松市病院局職員募集」の申し込みをしていない人
臨床工学技師	1人程度	臨床検査技師の免許を有する人又は令和9年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、平成6年4月2日以後に生まれた人

注

- 採用予定人員は、変更する場合があります。
- 申し込むことができる職種は1つに限り、申込書受付後の変更は認められません。
- 資格・免許等を証明する書類の提出が必要です(取得する見込みの人を除く。)。後日、提出を依頼しますが、証明する書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 日本国籍を有しない人(永住者又は特別永住者に限る。)も受験できます。受験申込みの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務(公権力の行使)及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。
- 地方公務員法第16条のいずれかに該当する場合は、いかなる場合も受験できません。
(参考条文)地方公務員法第16条(欠格条項)
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 視覚障害その他の障害のため、拡大文字などによる受験措置を希望する場合や試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。

2 受験申込みの手続き 受験申込みはインターネットより行ってください。

※申込みは1回に限り、持参及び郵送での申込みは、受け付けできません。

【申込み方法】

- 高松市ホームページ又はみんなの病院ホームページから受験申込をしてください。
「くらしの情報」→「市の取組み」→「職員採用」→「職員採用」→「高松市病院局職員採用情報」→「令和8年度高松市病院局職員採用試験について」に掲載している URL から申込みをすることができます。
【高松市ホームページ：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>】
【みんなの病院ホームページ：<https://www.takamatsu-municipal-hospital.jp/>】
- 受験申込み後に、メールにて送信完了通知が届きます。
今後使用しますので、メールの削除はしないでください。
- 受験申込みを事務局総務課にて受付後、メールにて受験番号及び試験の詳細を通知をします(数日かかる場合があります。)
- 9月9日(水)になっても(3)のメールが届かない場合は、必ずお問い合わせください。

3 試験の方法、日時及び場所 試験は「適性検査及び小論文試験」、「口述試験」とします。

《適性検査及び小論文試験》 実施期間 令和8年9月8日(火)～令和8年9月27日(日)

試験種目	試験時間	試験場所等	試験内容と出題分野
適性検査	約20分	Web 方式で実施 受験者が自宅等でスマートフォン、PC 等で検査を受検する方式です。受験番号及び試験の詳細通知メールに専用サイトでの受検案内を記載しますので、実施期間内に受検してください。	自身の性格について回答する、二肢択一式の適性検査

小論文	—	期間内に電子データで提出 詳細は申込み後に、受験番号及び試験の詳細通知メールに記載します。	急性期病院の公務員としての適性等を確認する試験 (2 題、各 400 字以内)
-----	---	--	--

《口述試験》実施時期 10月上旬

午前8時30分に高松市立みんなの病院(1階みんなのホール)に集合してください。

※適性検査及び小論文試験の受験確認ができ次第、実施日時を案内します。

・口述試験の内容は、集団面接及び個別面接を予定しています(詳細は当日、案内します。)

4 試験成績の通知 受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

・対象者 試験の不合格者

※合格者には、試験成績を通知しません。

・通知時期と方法 試験の合格発表日以後、速やかにメールで通知します。

※試験の成績開示を希望する場合は、受験申込時に必要事項を記載してください。

5 受験上の注意事項

・口述試験は遅刻した場合、受験できません。

・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。

・受験のために提出された書類は合格・不合格にかかわらず返却しません。

・天候その他災害により口述試験を延期する場合は、当日の午前7時30分までに、メールで通知します。

6 合格から正式採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿(有効期限は、令和9年3月31日まで)に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

(補欠合格者)

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

(採用資格の喪失・採用の取消)

次の場合は、試験に合格しても採用されません。

- ・令和9年3月31日までに卒業する見込みの人が同日までに卒業できなかった場合
- ・「受験資格等」に記載されている資格・免許等を取得する見込みの人が資格・免許等を取得できなかった場合
- ・採用試験において、不正が確認された場合(受験申込書の記入事項の不正など)
- ・本市病院局が必要と認める書類が提出されない場合
- ・地方公務員法第16条(1の注5参照)のいずれかに該当することとなった場合
- ・受験者本人以外の者が採用試験を代理受験したことが発覚した場合

※採用日は、原則として令和9年4月1日としますが、令和8年度中の採用となる場合があります。

7 勤務条件 採用時の勤務条件は、次のとおりです。

職種	勤務場所	勤務時間	初任給(例) 注 10
薬 剤 師	高松市立みんなの病院 高松市立しおのえ診療所 など	原則、平日午前8時30分から 午後5時15分です。この他、 宿日直業務があります。	大学6卒:274,560 円
臨床工学技師		原則、平日午前8時30分から 午後5時15分です。	大学卒 :257,712 円 短大3卒:248,664 円

注10 令和8年8月現在の初任給(初任給調整手当・調整額・地域手当を含む。)。また、上位の学歴や職歴など(職務経歴年数が複数の企業等にわたっている場合には、職歴証明書等で確認できるものに限り、それらの期間を通算します。ただし、

週の正規勤務時間が30時間未満の勤務、同一企業で6か月未満の勤務及び育児休業、休職、停職期間を除きます。)を有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

募集職種の先輩の仕事ぶりもお届け！

公式Instagramでは、「みんな病」の情報を発信しています。
基本理念の「生きる力を応援します」に向けて日々奮闘する
仕事場の雰囲気、ぜひ確認してみてください。



《受験申込み・試験実施に関する問合せ先》
高松市立みんなの病院事務局総務課 採用担当
〒761-8538 香川県高松市仏生山町甲847番地1
TEL (087)813-7171 FAX (087)813-7141
MAIL byoinshomu@city.takamatsu.lg.jp